

住宅リフォーム工事費を一部補助します

自宅をリフォーム工事する際、市内施工業者を利用する方には工事費用の一部を補助します。

■補助対象者の条件

- ・市内に住所がある方
- ・工事を行う住宅の所有者であり、その住宅に継続して2年以上居住している方
- ・市税の滞納が無い方
- ・市が実施する他の同様の補助金を受けていない方
- ・過去にこの補助金を受けていない方

■補助対象となる工事の条件

- ・個人住宅(店舗併用住宅等の場合は住宅部分のみ対象)のリフォーム工事であること
- ・施工業者が市内に事業所等を有する業者であること
- ・対象工事費が10万円(税抜き)以上であること
- ・工事着工前であること
- ・補助金交付決定通知書の交付後に着工すること
- ・年度内に工事が完了し、補助金請求手続きを終えられること

補助対象工事	補助対象外工事
☑ 住宅の増改築	☑ 門扉や塀等の外構工事
☑ 床・内壁・天井等の内装工事	☑ 車庫や物置等の工事
☑ 建具工事	☑ 太陽光発電設備設置工事
☑ 畳の取替・襖の張替	☑ 電話・インターネット接続工事
☑ 外壁塗装工事	☑ テレビアンテナ設置工事
☑ 浴室・台所・トイレ等の住宅設備工事	☑ リフォームを伴わない備品等設置工事

■補助金額・限度額

対象工事費(税抜き)の10%(千円未満は切り捨て)
※限度額10万円

■申請期間

事前申請期間 5月16日(月)～6月15日(水)
本申請期間 6月20日(月)～7月29日(金)
※申込多数の場合は抽選を行います。
抽選日 6月20日(月)10:00

■事前申請に必要な書類

- ・補助金交付事前申込書(都市整備課で配布)
- ・リフォーム工事の見積書の写し

■本申請に必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・住民票の写し(世帯全員のもの・発行後3か月以内)
- ・固定資産評価額証明書(リフォーム工事申請建物)
- ・未納がないことを証する納税証明書(直近のもの)
- ・リフォーム工事着工前の現場写真(住宅全体と施工予定部分)

■申込方法

- ① 交付申請書を都市整備課窓口か、市ホームページからダウンロードする。
- ② 申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて都市整備課(市役所本庁 分庁舎)に提出。

問い合わせ

都市整備課 建築係
☎0299-48-1111(内線1413・1414)

詳細はこちら



洪水で逃げ遅れないために...



マイ・タイムラインをつくろう!

マイ・タイムラインとは、台風・豪雨等で洪水が起こる前に、家族の誰が情報を調べ、いつ避難するか、などを事前に決め、用紙に記入し準備することです。

霞ヶ浦流域大規模氾濫に関する減災対策協議会



小美玉市



国土交通省

「マイ・タイムライン」のWebサイト

入力するだけで簡単にマイ・タイムラインが作れるサイトです。解説動画や、あなたのまちの洪水ハザードマップ、河川情報へもアクセスできます。
<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000043.html>



お問い合わせ

小美玉市 防災管理課 ☎0299-48-1111
国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 調査課 ☎0299-63-2411